


<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/>		裁判所 書記官印 
(この調書は、第 1 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成 23 年 (行コ) 第 169 号	
期日	平成 25 年 7 月 17 日 午後 1 時 30 分	
氏名	印 南 洋 之	
年齢		
住所		
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長 (官) は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罪を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長 (官) は、さきにした宣誓の効力を維持する旨 告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長 (官) の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙速記録のとおり		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に、「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓


りょう しん したが しん じつ の
良心に従って真実を述べ、

なに こと かく
何事も隠さず、また、

なに こと っ かわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏 名

印 原 洋 之 

速 記 録 (平成25年7月17日 第1回口頭弁論)

事件番号 平成23年(行コ)第169号

証人氏名 印 南 洋 之

被控訴代理人(平野)

乙第98号証を示す

この陳述書はあなたが作成して、署名されて捺印されたものということでしょうか。

はい、間違いありません。

当然内容も全て目を通して自分で作成されたわけですね。

はい。

現時点でこの内容に対して付け加えたりとか訂正したりすることはございますか。

特にございません。

それでは今回の裁判になっています思川開発事業について問題にされている点があるんですけども、思川開発事業については証人はどのように携わってきたんでしょうか。

私は平成23年、24年砂防水資源課長として課の業務を総括しておりました。砂防水資源課は土砂災害防止対策と、それからダム事業関連の業務を担当しているという課でございます。思川開発事業につきましても、水没地域の生活再建対策ということで、それらの支援をする傍ら、平成22年からダム検証が始まったわけでございますけれども、そちらのほうの業務を担当しておりました。特に平成24年度、この年につきましてもダム事業検証の一環ということでございまして、栃木県南地域における水道水源の確保、これらについて関連部局と連携をして検討を行ったということで携わってお

りました。

水道水源の確保についても携わってきたということですか。

はい。

ところで、この思川開発事業というのは、いつ頃どこでどのような目的から始まったんでしょうか。

思川開発事業は流域の洪水による氾濫防止、そして栃木県を始めとする下流県市への水道水源を確保するという事で、本県の鹿沼市に南摩ダムというダムを建設をするという業務でございます。それで水資源機構が事業主体となっておりまして、昭和44年、当時水資源開発公団でしたけれども、そちらのほうで事業主体となりまして実施計画の調査に着手をし、平成6年に実施計画を策定して現在建設が進められているという事業でございます。

実際には平成6年に事業計画が決定されて、それから着手になったということですか。

はい、さようでございます。

栃木県が思川開発事業に参画している理由と言うんでしょうか、経緯と言うんでしょうか、そういったものはどのようなものだったんでしょうか。

栃木県は県南地域に水道水源を供給するという考えの下に、平成13年に関係市町に対して要望水量というものを確認をいたしまして、その回答を受けて、県としての参画水量を決定し、事業に参画をしています。

関係市町というのは思川流域の市町ということによろしいですか。

はい。

市町村の合併なんかがあって、今思川流域の市町って変わっていると思うんですけども、その要望を聞いたという平成13年当時は鹿沼市、栃木市、小山市、西方町、粟野町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤

岡，岩舟，都賀の13市町ということでよろしいですか。

はい。

現在は鹿沼市と栃木市，小山市，下野市，壬生町，野木町，岩舟町の7市町ということでよろしいんですか。

はい。

思川流域って，関係市町と言ったほうがいいんでしょうか，栃木県南地域と言ったらいいんでしょうか，その水道水源の現状というのはどうなっているんでしょうか。

この地域の特徴といたしまして，水道水源の多くを地下水に依存しているというような状況にあります。

県南地域の地下水の依存度というのはどの程度なんですか。

報告書の対象地域としている栃木市，下野市，壬生町，それから岩舟町，野木町，この2市3町の地下水依存度というのは，ちょっと年数は忘れちゃけれども，報告書の最新のデータで92.6%という状況でございます。そして，栃木，下野，壬生，岩舟，この2市2町については，全量を地下水のみに依存しているという状況でございます。

平成22年度時点ということでよろしいですか。

はい。

92.6%。

はい，22年か23年からちょっと。

その中で栃木市，下野市，壬生町，岩舟町の2市2町は全量地下水ということですか。

はい。

野木町も入っているけれども，野木町は全量じゃないということですかね。

はい。

今聞いただけでも、全量というところは2市3町のうちの2市2町が全量地下水依存ということなんですが、こういったことは県内のほかの地域だとか近隣他県と比較してどういう状況にあるんでしょうか。

そもそも栃木県自体が地下水の依存率、全県の平均で56%となっておりまして、これは全国平均が23.7%ですから、非常に地下水に依存しているという状況でございます。そして、県内のその中でも思川・渡良瀬流域を除く他地域、いわゆる鬼怒川の地域、那珂川の流域、ここは大体40%ぐらいの地下水依存率でございますので、それと比べても非常にこの地域は地下水に依存しているという状況でございます。

そもそもこの県南地域の地下水依存度が高い理由というのは、どういうことからなんんでしょうか。

この地域に地下水を涵養するような帯水層、そういったものが広く分布しておりまして、昔から地下水を利用してきたということが原因だと思います。

昔から使ってきたという、もともとは井戸とかで使っていたということなんですかね。

はい。

そういうことから地下水をそのまま使っている。地下水依存度が高いと何か問題があるんですか。

この地域は地盤沈下、そういったものが進行しているということもございまして、なおかつ地下水汚染も近年とみに増えてきているということもございまして、水道水源を地下水だけに依存するのは、非常に問題があるというふうに考えています。

地盤沈下と地下水汚染ですか。

はい。

地盤沈下のほうについてお伺いしますけれども、地盤沈下はどのような現状にあるんですか。

地盤沈下については現在も継続している状況でございます。

いつ頃から地盤沈下というのは認められているんですか。

50年代から栃木県の場合は観測をされまして、それからずっと継続しているという状況です。

観測自体が昭和50年代から。

昭和50年代に栃木県の県南地域に地盤沈下があるというのが確認されたら、それからずっと継続していると。

地盤沈下が確認されたのが昭和50年代ですか。

はい。

乙第93号証を示す

栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書、平成25年3月栃木県というタイトルがありますけれども、これは簡単に言うとどんな書類なんでしょうか。

先ほど、私の業務のことでお答えしましたけれども、県南地域において安全な水道水を将来にわたっても安定供給を図るという目的で、この地域の現状や今後の方向性、そういうものを検討して取りまとめた報告書です。

この19ページの「図表3-24 地下水採取量および地盤沈下量の推移」という図表があるんですけども、これは今言ったとおりのものなのかもしれませんが、何を示して何が分かるということなんでしょうか。

これは栃木県は地盤沈下が先ほど50年代に観測されたというふうに言いましたけれども、その後の国の関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱という要綱の指定地域に指定されまして、その指定地域で地下水の採取量とか地盤沈下の推移を示したものでございます。下

の折れ線グラフが地盤沈下の量なんですけれども、その沈下量のほうが単位ですね、それでゼロの線があるかと思いますが、それより下に折れ線グラフが出ているわけですが、沈下がこう進行しているということです。昭和60年代、2センチを超えるような大きな地盤沈下というものが継続的に確認されておりました。平成9年以降、2センチ以上を観測されたというのは平成16年と平成22年の2回ということになっておりましたが、それでも1センチから2センチの地盤沈下というものが毎年進行しているということで、地盤沈下が確認されなかった年はないということを示しております。

左側の年間地盤沈下量というのがこれは単位はミリなんですね。

はい。

真ん中にゼロというのがあって、上はプラスで下はマイナスが付いてますけど、それが沈んだ地盤をミリ単位で示しているというそういう図になるわけですね。

はい。

さっき関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱ですか、それというのは要綱自体はいつ、指定されたのはいつとか。

要綱も平成3年だったと思います。

それと同時に指定された、そういうことなんですか。

はい。

この地盤沈下、2センチ以上というのものもあるし、1センチから2センチが大体のようなんですけれども、年間1センチから2センチの地盤沈下というのはどんな意味を持つんですか。

これは依然として地盤沈下が継続しているという状況を示しています。

そもそも地盤沈下が起こるとどんな影響があるんですか。

大規模な沈下が起こればこれは大きな被害になりますし、なおかつ栃木県の場合は地盤沈下というものが累積するような傾向にございまして、年々下がり幅が増えてきている状況にあります。このまま放置すれば、道路や水路などのインフラ、それに限らず一般の建築物、そういったものに対しても深刻な被害が広範に及ぶおそれがあると言えると思います。

面積自体かなり広い地域に及んでいるということでしょうか。

はい。

さっき年間1センチから2センチと言いましたけど、累積とおっしゃいましたけれども、年間1センチ沈下して、10年たてば10センチ沈んでいくと、そういうことでしょうか。

一番最大で沈下が観測されているのは野木町だったと思いますけれども、既に約80センチ沈下が起きている状況ですね。

さっき確認されたのは昭和50年代からと言いましたかね。

はい。

そこからもう80センチぐらい下がっているということですか。

はい。

栃木県では地盤沈下対策というのはどのようなことをしているんですか。

先ほど、平成3年に国の対策要綱に指定されたと言いましたけれども、その後、平成5年栃木県の地下水の揚水施設ですね、これに関する指導要綱というものを定めまして、地下水利用の実態把握とか、適正な地下水利用ということに対して指導をしてきたということです。平成11年には栃木市、小山市、野木町の地盤沈下防止連絡協議会というものを設置いたしまして、その年々の地下水の低下に応じて、地下水を点検してくださいとか、あるいはひどいときには節水してくださいというような要請を行っているところでございます。

このようにして対策を講じてきたんですけれども、やはり地盤沈下というものが進行するというので、栃木県環境審議会、これは環境基本法に基づく法定審議会でございますが、そちらのほうでも地盤沈下は継続していると。今後、気象条件、地下水の利用等によっては、また以前のような沈下が進行するというようなことで、要綱ではちょっと対応が甘いということで、条例化を図るということで栃木県生活環境保全条例、これを改正をいたしまして、この7月から適用しております。その中では揚水施設の届出を義務化をすると、なおかつ節水要請措置というものを制度化を図ったということでございます。

平成5年から要綱を定めて対策はしてて、今では条例も定めているということですか。

はい。

先ほど、県南地域の水道水源、地盤沈下のほかに地下水汚染の問題もおっしゃいましたね。

はい。

県南地域では具体的に地下水汚染が発生しているんですか。

はい、現在でも地下水汚染が継続している地区もございますし、また新たに地下水汚染が確認されたという地区もございます。

乙第93号証を示す

21ページの図表3-27と3-28を示します。3-27というのは「地下水汚染新規発生地区数の推移」、3-28が「地下水汚染地区数（新規発生+収束せずに継続観測）の推移」ということですのでけれども、これからはどんなことが分かりますか。

上のほうのグラフですね、60年からずっと新規の発生地区数の推移がございまして、毎年新しい地下水汚染の地区が確認をされてい

るということでございます。下のほうはそれらを累積したものでございまして、継続的に観測をしていて、それに新規の発生というのを付け加えているグラフなんですけど、増加傾向にあるということが分かると思います。

今、増加傾向って3-28のほうでおっしゃったんですかね。

はい。

3-28で汚染地区数が右肩上がりですね。

はい。

これはどういうことなんですか。

これは新規の発生箇所が毎年確認されているということが1つ、それから地下水の汚染というものは、一旦汚染されますとなかなかそれが収束をしないということございまして、地区の数が減らないということの原因で、このように増加傾向にあるということでございます。

新しいのも増えているし、一旦発生するとそこが回復されないと、こういうことですか。

そういうことです。

地下水汚染の原因というのは何なんでしょうか。

全国的には大体同じ傾向だと思いますが、1つは農業関係の過剰施肥に伴う硝酸・亜硝酸性窒素、それから廃液関係とかそういった産業関係に伴うものとして鉛、水銀などの重金属、もう1つがいわゆるトルエンとかベンゼンとかそういった揮発性の有機化合物ですね。

つまり農薬だとか流域の工場から出る。

農薬じゃなくて肥料。

肥料とか流域の工場排水とか。

はい。

揮発性有機化合物ですか、トルエンとかっておっしゃいましたが、そういうのってどんなところから出てくるんですか。

有機溶剤でいろいろな洗浄作業なんかに使いますし、一番クリーニングなんかでも使っています。工場で洗浄剤として使う場合もございますね。

地下水汚染で、さっき右肩上がりだという話だったんですけど、具体的な影響というのは出ているんですか。

これは当然地下水の汚染が確認されれば、それは飲料水としては適さないということで利用できないということになりますので、場所によっては水道を早急に布設をすとか、そういった対応が発生してくるということになります。

当然地下水は飲めなくなるんですね。

はい。

水道を敷設するということもあるんですか。

もちろんこれは必要な場所においては、そこまで持っていくという対応をします。

図表3-29、これはどんな図表で、ここから何が分かるものなんですか。

これは汚染発生から観測をしている経過年数を表したものなんですけれども、要するに汚染が収束しないでどういう状況か観測しているということでございます。一見して分かりますように、汚染が収束するには年単位で時間が掛かるということでございます。ちょっと言い漏れましたけれども、これは平成22年度に汚染が収束した地区と、それから継続している地区を表したものです。10年以上、汚染が収束しないというものだけでも全体の3分の1、中には20年たっても収束しない地区があるということでございます。

これはどうやって見ればよろしいのでしょうか、左の軸が地区数。

はい。

下の年と書いてあるんですけれども。

例えば10年間の観測経過年数ですと、平成22年度に10年たって収束したものが4か所あるということで、10年たっても収束していないものが7地区あるということです。

全部で11あって、10年たったところで4地区は収束しているけれども、7地区は収束していないと。

はい、そういうことです。

控訴人たちも言っているところなんですけれども、表流水汚染、表面に流れている川ですね、表流水汚染もあると思うんですけれども、発生件数だとか影響などについて、地下水汚染とどういうところが異なるのでしょうか。

表流水はたしかに平成19年以降、50件から100件ぐらいの水質事故というものが発生しております。ただ、表流水の場合は我々が外から措置をできると。例えば油の流出事故でしたら、オイルマットを敷いてその拡散を防ぐとか、あるいは排水源が表に出ているということもありまして対策を講じやすい。ましてや大量の水がございますので、流速もあるということで、希釈することによってその収束をするということで、発生件数は多いんですけれども、短期間に収束をして再び利用することが可能になるということがあります。私ども、ちょっとその辺どれくらいで収束するのかというのを測ってみたんですが、大体8割、収束するのに10日間ぐらいで収束をしていると。短期に収束をして、また利用ができるというのが特徴だと思います。

表流水汚染の場合は8割方が10日間以内に収束していると。

はい。

年単位で掛かるというものはないんですかね。

ちょっとそのところは、ないと思いますね。

栃木県にダムなどのいわゆる水道水源施設というのは幾つあって、そのうち県南地域で使える施設というのは幾つですか。

県内には水道水源で使用できるダムというのは10基ございます。ダムが10基ということですか。

ダムが10基ですね。ただ、この地域、いわゆる思川の流域なんですけれども、この地域で利用できるダムというのは現時点で一つもございません。それ以外のダムでも僅かに小規模な農業ダムというのが1か所あるだけというような地域でございます。思川開発事業が整備されれば、この地域における唯一の水道水源ダムということになります。

平成13年に要望を聞いて思川開発事業に参画したということなんですけど、当初の参画水量というのはどれくらいでしたでしょうか。

平成13年当時で0.821 m³/秒ですね。

これは根拠を簡単に説明してもらえますか。

平成13年当時に関係市町に要望水量、これはそれぞれの市町の平成37年度の需要推計に基づく地下水転換量も含めた要望水量ですけれども、それをお聞きいたしまして、その回答を受けて、それで栃木県の参画水量を決定して参画したということでございます。

関係市町の要望水量を合算したというようなことですかね。

はい。

現在に至るまでに参画水量の変更とかはないんですか。

その後、変更をしております。

どのように変更されましたか。

平成20年度の実施計画変更時に0.403 m³/秒に変更しており

ます。

平成20年度ですね。

21年の3月ですね、20年度です。

水量が0.403 m³/秒に変更された。

はい。

この変更の理由を説明してください。

これは同じ流域で大芦川という川があります。その上流に県が東大芦川ダムを建設する予定でございましたけれども、これを中止するということになりまして、その結果、鹿沼市がその中止に伴って、栃木県の0.821のほうに入っていた0.2、それを鹿沼市が単独で取水をして事業を展開すると。あと大芦川のいわゆる流量の正常な機能の維持という水に戻すというようなこともありまして、0.403というふうに変更したものです。

簡単な言い方をすると、鹿沼市が抜けたことが1つ。

はい。

それ以外には。

大芦川の。

大芦川の水量。

そうですね、流水の正常機能維持のための。

流水の正常機能維持。

不特定用水と言っていますけれども、要するに川に水が流れてないと、非常に川の環境というのが悪化してしまうので、その維持流量というものを流す、そのための流量に振り替えたという。

その毎秒0.403 m³という参画水量は現在も変わってないんでしょうかね。

ええ、今回の報告書では変わってません。

対象となる県南地域については当初と変わってないんですかね。

対象区域といたしましては、今回は鹿沼市と小山市については除外をいたしております。また、市町村合併が進みましたので旧南河内町、これが下野市に合併するといったようなところもございましたけれども、基本的には平成13年当時と同じ区域が含まれているということですね。

鹿沼市と小山市は除外されるということですね。

はい。

さっき13年当時と変わってないと言いましたけれども、市町村合併とかあったので栃木、下野。

栃木、下野、壬生、岩舟、野木ですね。

2市3町。

はい、それで下野市に南河内町というのが合わさった。

そういった意味では昔とちょっと範囲が違ってきているということですね。

はい。

これさっきちらっと話が出たんですけれども、鹿沼市と小山市が対象地域から除外された理由は何でしょうか。

今回基本方針をまとめるに当たりましては、基本的に地下水の依存度の状況ということと、県の水道の広域化を図るという2つの観点から対象地域というのを絞っておりますが、まず鹿沼市につきましては、これは先ほど申し上げましたように、単独で取水をして水を処理して自前で供給するということが対象区域から外したということです。それから、小山市につきましては、地下水依存度については確かに低いんですけれども、思川から既に取水をして処理をして供給をしているという状況にございまして、県の広域的な水道の事業、そちらから供給をするということは予定しておりませんので除外をしたということです。

今、小山市、地下水依存度が低いということと、あともう自前でやっているということでしたかね。

はい。

さっき2市3町で、2市2町は全量地下水だと、野木町だけは地下水依存度が低いと思うんですけど、野木町が対象地域に入っているのはどうしてですか。

先ほども、対象地域の選定基準としては、地下水依存度と水道の広域化ということで選定をしているわけなんですけど、確かに野木町は地下水の依存率は低いんですけども、従来から県の広域水道事業の対象市町としてきたという経過がございます。今後も業務の統合とか経営の一体化、そういったことも考えられますことから、野木町については対象地域に指定しているということがございます。

さっき地盤沈下のところで地盤沈下防止連絡協議会でしたかね、あれ野木町入ってましたよね。

入っております。

野木町は地下水依存度は低いんですけど、地盤沈下は多いということなんですか。

はい、どちらかと言えば地盤沈下がかなり深刻な市町ですので、早めに切り替えてきたということになりますね。

県南地域の水道水源確保について、栃木県というのはどんな基本方針をお持ちなんですか。

それはこの地域において将来にわたって安全な水道水、それを安定供給を図るということを目的に、そのためには地下水から表流水へと一部転換をいたしまして、地下水と表流水のバランスを確保するという必要性があると、それを基本方針に据えているということがございます。

地下水と表流水のバランスを確保して、安全な水道水を安定供給するという
ことですか。

はい。

地下水から表流水への転換というのは必要なんですか。

やはり全量を地下水に依存しているという状態というのは非常に望
ましくありませんし、なおかつそれに加えて、地盤沈下とか地下水
汚染といった実態があるわけでございますから、全部を転換する
というわけじゃありませんが、一部を表流水に転換をしてバランスを
確保するという必要性は高いというふうに考えています。

そのバランスというのはどんなふうに考えているんですか。

このバランス、非常にどの辺に目標を設定するかというのが困難な
課題でありまして、というのも将来に地下水の状況といったものが
どういう状態になっているかというのは、これは正確に把握するこ
とができれば明確な回答も得られるかと思うんですが、それは非常
に困難だということで、それならば栃木県としてその県内のほかの
流域の状況はどうなっているのかとか、それから県境を挟んでこの
県南地域と同様の環境にある隣接県、そういった地域、それがどう
いうような状況になっているのか、そういうものも参考にして、政
策的にそのバランスの割合といったものを決めていこうというふう
にいたしました。

具体的な数値目標みたいなものはございますか。

地下水依存率の基本目標ですね、これについては40%、それから
平成42年に達成しようとしている中間目標、これについては65
%というふうに設定しております。

地下水依存率基本目標は40%、さっき鬼怒川とか県北地方がそのくらいだ
ったとそういう目標ですけれども、中間としては65。

はい。

その中間目標として、平成42年度の地下水依存率が65%というふうに設定した理由はどのようなことでしょうか。

基本目標なんですけれども、他の流域が40%ということを申し上げましたが、やはり県政レベルで考えたときには、全県下平均的な安全度、そういうものを確保する必要があるだろうということで40%として設定しております。先ほど、同様の環境に隣接県の状況というお話をしましたけれども、これが約20%から60%になっておまして、その中間の値に40%が位置すると。そういうことになりますと、この40%設定をすることで隣接県と同等レベルの水準を確保できる、これも1つの決定要因でございます。それで40%というのは、今現在の地下水依存が90%ですので、これを半分以上にするという目標ですので、非常に多くの期間と多額の費用を要するだろうということで、段階的に整備していくべきじゃないかというような考えに至りまして、まずその40%までの目標の半分を達成しようと。今現在が90、基本目標が40ですので、その半分ということで65%というふうに設定しております。

この地下水依存度65%にするためには表流水はどのくらい必要なんですか。

これは将来の1日最大給水量というものを予測しまして、これが9万6200m³/日になっております。これにいわゆる取水時にロスが発生しますので、そのロスを加味いたしますと、1日最大取水量というのは10万m³/日、それで地下水依存率が65%でございますので、地下水は6万5000m³/日、残り3万5000m³が表流水ということになります。

1日当たり10万m³必要で、地下水依存率65だから、逆に言うと表流水が35%で3万5000ということですか。

はい。

前提となる水需要予測というのはどういうふうに行いましたか。

これはまず目標年次の設定ですけれども、水道施設設計指針、これに基づきまして20年後の平成42年度というふうの設定をして、その42年度における人口、これについては国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しています。また、過去の実績等に基づく、例えば1人1日平均使用水量、そういった諸元を用いまして、平成42年度における1日最大給水量を1日当たり9万6200m³と推計しております。

これから減少していくと言われている人口の推計ですとか、今回対象市町が変更になったということも当然考慮されているわけですね。

はい。

対象市町の意見というのは聞いておりますか。

はい、ここの基本方針を設定するに当たりましては、今回の関係市町には意見照会をして、地下水と表流水のバランスを確保するということについて理解を得ております。

地下水から表流水へというのは分かったんですけども、表流水を確保するためには思川開発事業に参画する以外の方法というのはないんですか。

現時点でこの流域で実現性があるって現実的な事業というのは、思川開発事業以外にはないと思います。

控訴人などが主張されているんですけども、南摩ダムというのは水のたまらないダムだという主張もありますよね。

はい。

表流水に転換することによって、かえって渇水時に水不足に陥る危険性というのはないんでしょうか。

水がたまらないという御指摘ではございますが、これは当然事業主

体である水機構が検討する内容でございますけれども、私どもは水資源機構のほうからは、南摩ダムの利水計画というものは有効に機能するというような報告を受けております。それとやはり渇水時にきちんと安定的に水が取れるということが必要でございますので、20分の2、これは20年で2番目の渇水、そのときでも安定的に取水できるように計画をしております。

20年間で2番目の渇水時でもたまるような計画になっていると。

利水できるような計画にしております。

さっき1日の最大取水量が10万 m^3 、それで地下水依存率は65%ですから、表流水の取水量は1日当たり3万5000 m^3 ですね。

はい。

それが毎秒0.403 m^3 の参画水量というふうになるのはどういうふうに考えるんでしょうか。

南摩との関係でよろしいですか。

そうですね。

20分の2の渇水するときには当然通常の河川の流量よりも目減りいたしますので、その低減率というものを加味した上でも、安定的に3万5000 m^3 を取水するためには、思川開発事業に参画している0.403 m^3 /秒、これが必要だということです。

乙第94号証を示す

今言ったことはここに書いてありますか。

はい。

これについて簡単に説明してもらえますか。

計画1日最大取水量の3万5000 m^3 /日、これについてはるる申し上げたことでございます。2番目の計画1日最大取水量を確保する水源でございますけれども、3万5000 m^3 を20分の2渇水時

を想定して、上でも3万5000m³を確保するためには、その渇水時の低減率というものがございまして、それで割り戻してやる必要性がございます。この低減率につきましては、水資源開発基本計画、いわゆる古くは20年に閣議決定したのですが、そのときに設定された数値でございます。これを割り戻しをいたしますと4万4529m³/日が必要だということでございます。A1ですね。この水が確保できれば3万5000m³を渇水時にも取れるということなんですけれども、そのための水利権量といたしまして思川開発、そして野木町が既に渡良瀬遊水池で確保している水利権量、これを足し合わせますと4万6137となりまして、先ほどの4万4529が確保されるという意味でございます。

その中で渡良瀬遊水池を除いた思川開発のほうで。

それがないとその4万6137にならないと。

今、見ていただいている乙第94号証の参考資料、これは先ほど見ていただいた報告書にもくっついていたものだと思うんですけども、いずれも今年の3月に国に提出した書類のようですね。

はい。

なぜ今このタイミングでこのような書類を提出しなければならなかったんですか。

これは国が進めているダム事業の検証の中で、関係県と事業主体である国と検討の場というのを設けているんですけども、その検討の場、第3回の幹事会だったと思いますけれども、去年の6月ですが、そこでダム事業検証に当たって栃木県にその参画水量の根拠について追加資料を求められたということで、これを受けて検討を行い、今回回答したということになります。

思川開発事業に参画するほかの県、栃木県以外の県などでも行っているもの

なんですか。

はい、これはダム事業の検証には検証の実施要領細目というものが定められておりました、この中でその水需給の妥当性について確認をするということになっておりますので、他県についても同じような確認があったということです。しかし、栃木県のような検討は行っていないというふうなことです。

ほかのところは栃木県みたいな検討を行っていないのはどうしてですか。

ほかの県につきましては水道事業認可を取っておりますので、それで確認を行ったと。栃木県については事業認可をまだ取っておりませんので、それに代わるものとして今回の検討の資料を提出したということです。

認可を受けていないということは、思川開発事業の参画上何か、あるいはダム事業の検証上、問題はあるのでしょうか。

ダム事業に参画するに当たって、水道事業の認可を受けているということは必ずしも要件となっております。それから、ダム検証上も、水道事業認可というのは確認事項の1つの手段とはされておりますけれども、それがなければ別の手段で確認するというふうに国からは聞いております。

検討の場でその認可自体について問題にされたことはない。

はい。

ちなみに、この水道用水供給事業の認可ということなんですかね、その手続というのはどんなものなんでしょうか。

これはまず栃木県の水道整備基本構想というのがございますが、これにその広域的な事業というものを位置付ける必要性があると思います。そして、その位置付けが終わった後に、関係市町と協議会を立ち上げまして、その協議会の中でいろいろ基本調整をし、市町村

の合意の下、広域水道事業計画、これを策定をする。これに当たっては議会の議決が必要になります。それで作成されたものに対して水道の事業の認可を取っていくということになります。

栃木県では県南地域の水道用水供給事業についてはどのように進めているんですか。

平成19年ですね、先ほど申し上げました協議会を立ち上げまして、その配下に検討部会を置いて、水道事業計画策定に向けた基本調整を行っているという関係にございます。

乙第95号証、乙第96号証を示す

乙第95号証は県南広域的水道整備協議会規約、乙第96号証は県南広域的水道整備事業検討部会設置要綱、これが今言ったことの。

はい、19年に制定したものです。

これの対象市町というのは、さっきから出ている2市3町ということでしょうか。

はい。

この協議会などの活動の進み具合というのはどうですか。

19年当時、市町村合併が相次いだということもございまして、その合併後の調整とかそういったものを中心に、事業計画策定に向けて調整を行ってきました。しかしながら、平成22年に思川開発事業がダム事業検証に掛かるということになってしまいまして、その事業検証の行方を見て事業計画の策定を進めていこうということで、今現在に至っている状況でございます。24年度につきましては、この協議会を通して先ほどの報告書、そういったものを提示をいたしまして、関係市町の同意を得たということでございます。今後はこの協議会を通じてダム事業の検証の結果、思川開発事業が継続ということになれば、すぐさま先ほどの基本構想の改定を行いまして、

協議会での合意形成の下、要請を受けて計画を策定し認可を受けていくと、そう考えております。

実際には水道用水供給事業についても進めているということですね。

はい。

控訴人ら代理人（大木）

乙第93号証を示す

栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書、これは先ほどあなたが証言されたように、思川の検証、第3回の検討の場の幹事会で提出するように言われたと。

はい。

求められたので、それに応じて策定したのがこれだということですね。

はい。

ところで、それ以前に作成した、県が検証したいから求められて提出したものが。

甲C第96号証を示す

各利水参画者の基礎資料集、ここに栃木県がありますけれども、これということによろしいですかね。

はい。

この時点ではこれ以外のものについては提出はしていなかったんですね。

はい。

提出した資料の中で、思川開発事業に参画している下流県の各市、これは水道事業の認可を栃木県以外、全部受けていたわけですね。

はい。

栃木県だけが認可を受けていなかったと、これは間違いないですね。

間違いないです。

栃木県が思川事業に参画した理由というか、経緯というか、これについて乙

第93号証の10ページなんかを見ると、要望水量を聞いて参画したんだと、あなたもそのように証言しているんだけど、これは間違いないですか。

間違いありません。

その要望水量を聞いたというのは、2001年、平成13年度に下流市町に要望水量を聞いて、それから転換水量も聞いたということですね。

はい。

甲C第5号証、甲C第6号証を示す

そのとき聞いたものというのは、この甲C第5号証にあるものでよろしいですか、平成13年2月23日付けの。

そうですね。

2月に聞いているわけですがけれども、そのほか平成13年3月にもまた聞いていますね、それとも2月だけですか。

ちょっとこれについては私もよく認識してなかったのです。

いずれにせよ、この時期聞いたものが栃木県が思川開発事業に参画する根拠になっていると。

はい。

それは今も変わってないんですよ。

現時点ではそうですね。ただ、今回変更いたしましたので、変更したということは、改めて今回報告書を回答させていただきましたので、これが新しく参画する根拠になるということです。

参画する根拠というのは地下水の一部転換、こういうことも含めるんですね。ただし、その前提となる。

それは13年当時に参画水量を聞いた、それが根拠になっているということでございます。

そうすると、この報告書、さっき示した乙第93号証ですね、これを作成するまでは、そういった検討は県のほうではしていなかったということになり

ますね。

そういうことですね。

ところで、この2001年当時の参画要望水量を聞いたときにですけれども、このとき、例えば都賀町は1度参画を表明した後、参画を撤回してますよね。

ちょっと経過は分かりませんが、都賀町は対象の地域には入っていないと思います、その当時としては。多分回答、要望しなかったという。

流域市町には入っていたけれども要望しなかったんですね。

はい。

当時最初に要望したけれども、その後、撤回したという事実は御存じですか。

それはちょっと私は12年前なので把握してません。

この訴訟で私たちが甲Cの7号証の1, 2で出しているんだけど、使っただけ払えばいいという説明を受けて参画したけれども、結局はそうじゃないということが分かって、撤回したんだというふうに新聞報道ではあるんですけども、御存じありませんか。

知りません。

それから石橋町なんかでは、国分寺町長から言われて参画したんだというような新聞報道があったんですが、どうですか。

承知しておりません。

ある意味、義理での参画のようなニュアンスなんですけれども。

.....。

承知していないということですか。

はい。

ところで、今行われている思川開発事業の検証というのは、これは国交省が定めた細目によって行われているわけですよね。

はい、ダム事業検証のことですね、そうです。

(以上 星野英子)

甲C第91号証を示す

まず20ページ以降に、「利水等の観点からの検討」ということで、利水参画について検討すべき事項が入っていますよね。

はい。

で、21ページには、「利水代替案」について検討するようというところで書いてありますよね。

はい。

それから25ページ、「利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認の上、その量を確保することを基本として利水対策案を立案することとしており」というふうになっていると思うんですけども。

はい。

ここでは利水参画者が、代替案の検討を求めているんですけども、この代替案の検討はなされていないんですか。

代替案の検討につきましては、これは国がダム事業検証に伴いまして、ダム事業の検討をしたい、これは国土交通省と水資源機構でございますが、こちらが代替案を策定して、ダムの案と、それからダムを含まない案、それで検討をすることとなっておりますので、県のほうからは、そういったものについて検討するということはございません。

県のほうでは、じゃあとにかくしてないということによろしいですか。

はい。

乙第92号証を示す

ここでも「利水代替案について」、「なし」と書いてある、そういうことでよろしいですね。

はい。

あなたは先ほどね、この地域には、思川流域にはダム等がないと、農業ダム以外ないので、南摩ダムから取水するしかないんだというような証言があったと思うんですけども。

はい。

例えば、佐野市とか足利市は、草木ダムに利用の水利があるのではありませんか。

それは持っておると思います。

それも、この例えば、近郊の市町ですね。

はい。

それなんかは、利用をすること等は考えられませんか。

考えられないと思います。

どうしてですか。

下流だからです。必要とする位置よりも、下流になってしまうからですね。

でもね、利用水なんだから、それを下流圏が上流で使っていないのであれば、下流で使うことは可能じゃありませんか。

私どもは、思川流域に必要な取水地点でダム事業検証の中の検討要領細目の中にも書いてあると思いますけれども、必要な地点で、必要な水が取れないと意味がないわけです。で、渡良瀬川に確かにそういう水があったとしても、それはこの県南地域の一番最南端、それで取らなくちゃならない。そうすると、その標高と、それから水を排水する位置、例えば壬生町ですと標高で100メートル近くあります。で、渡良瀬川の標高というのは、17メートル、まあ20メートル弱だと思うんです。80メートルの高さをアップしなくちゃならないということになりまして、それは現実的に無駄な検討になると思います。やはり上流で取って下流で使う、それが原則だと思います。

例えば、平成13年の、この時点で要望水量を聞いた後ですね、それから平成13年5月ですかね、栃木県思川開発事業等検討委員会の検討結果というのがあるんですけども、そこで思川開発事業についていろいろ検討していると思うんですね、代替案も含めて。

検討の場。

検討の場ではないですよ、栃木県。

甲C第44号証を示す

示します。

はい、国のあれですね。

いや、栃木県思川開発事業等検討委員会、栃木県が検討しているんですよ、あなたは御存じない。

ちょっと私は、この当時のことは知りません。

乙第93号証を作成するに当たって、こういった過去栃木県でどんな検討をしたかというのを、そうすると参考にしていないんですね。

現時点で課題を洗って、今考えられる方策を考えているんです。

裁 判 長

参考にしたかしないかという質問です。

参考にはしなかったです。

控訴人ら代理人（大木）

乙第93号証を示す

5ページを示します。図表2-10、ここで用いられているのは、東京都のしかも平成18年度の資料ですよ。

はい。

これによると、トイレが28%で家庭内で最も比率、多く使われているんだと、こういうことだと思うけど。この昨今の状況だけれども、節水型トイレが、これ出回っていますよね。

(うなずく)

そういうことで、どんどん、今から6年も前、今からだと7年前か、検討しているときでも6年前なので、この状況は変わるんじゃないかということは考えなかったんですか。

節水型トイレのことについては、傾向としてこういうものが普及して、水が少なくなるということは想定をいたしました。具体的には最終末端、ユーザーの意向に沿うことのできませんので、今回の推計値としては使用はしていません、把握することができないということです。

風呂の節水というのは、どのぐらい湯を張るかというのは、節水というのは余り聞かなくて、トイレはあると思うんだけど、これを漫然と使うことについては、疑問を感じなかったんですか。

これは、傾向としてこういうのがあるということ。述べたまででありまして、私どもの水需要推計については、これは使用していないということ。でございます。

でもそしたら、載せる必要もなかったんじゃないですか。

まあ、一般的に載せたということです。

じゃあ、同じように5ページの図表2-8、世帯構成人数別平均使用水量、これを使って、世帯構成人数が少なくなれば、1人当たりの水使用量は多くなるんだというふうな結果を出してますね。

はい。

これも東京都の、しかも21年度の調査であるんだけど、でも必ずしもそうは言えませんよね、1人のときは、2人のときよりも減っていますよね。

はい。

2人のときよりも、1人のときの使用量のほうが減っていますよね。

はい。

そうすると、世帯構成員の人数が減るにしても、1人世帯が増えていけば、2人世帯が増えるよりも、これは水使用量は減りますよね。

このグラフからだ、そういうことが言えると思います。

だから、ここでは世帯構成員が、どういうものがどういう傾向で減っているのかということ、を厳密にやらない限りね、ここで言っているように、世帯構成員が、人数が減れば、水使用量は増えるんだと、こういうことは厳密には言えないですね。

これは一般的な傾向として申し上げたことをごさいますて、需要推計ではこれについて使用をしておりませんので、一般的な傾向として、こういうことが言えるというふうに、例示として挙げたまでのことです。

でも、言えませんよね。

それは言えないです。

10ページを示します。ここにはね、ダム事業の数が減っているんだと、こういうことを記載されていますけれども、減っている原因については、何か検討されたんですか。

独断の検討は行っておりません、事実を述べたまでです。

例えば、もう既にね、水資源開発が十分で、水道供給量も、ある意味で世界トップレベルに達しているとか、そういうことが新水道ビジョンに書いてありますよね、そういう背景があると思うんですが、それについては検討をされてないのかな。

しておりません。

それから13ページ、ここでは渇水についていろいろ書いてありますよね。

はい。

渇水について、これは「渡良瀬・思川流域では」というふうに、ひとくくりにしてあるけれども、結局栃木県で、平成8年の渇水かな、このとき起きた

という被害というのは、足利、佐野で、水田のひび割れ、稲の立ち枯れが発生したと、こういうことだけでよろしいんですよね。

はい。

この14ページの給水活動、これは栃木県内のものではないですね。

たしか群馬県だったかなと思っています。

現在の桐生市ではないんですか。

ちょっとそこまでは分かりません。

この辺は、地下水ではなくて、表流水の割合が高いところですね。

桐生、ちょっと、しかとは申し上げられないと思います。少なくとも地下水100%ではなかったと思いますね。

100%どころか、表流水の割合がもっと多いんじゃないですか。あなたはだって、この乙第93号証を作成するとき、近隣県の、調べなかったの。

それは当然、流域全体としては調べましたので、その状況からすれば、桐生市がどうかということについては把握しておりませんが、62%ぐらいだったと思いますね、地下水の依存率。

それは指定区域だよな。

指定区域です。

でも桐生市、これは指定区域かな。

いや、ちょっと把握しておりません。

違うんじゃないですか。で、あなたは少なくとも、この14ページの渇水での給水活動の写真を載せたわけだよな。

はい。

渇水になると、このように大変になりますよということだと思っただけかもしれませんが、ここがどこかということも、明確に分らなかつたんですか。

それは、把握しておりませんでした。

しかも、そこが表流水に頼っているか、地下水に頼っているか、これも把握

してなかったんですね。

一般的な事例といたしまして、表流水の濁水状況という、この濁水というものを今回は算定するに当たって、濁水とはこういうものだというものを述べるために、一番分かりやすい写真なり、切り抜きの記事を設けたということだけです、特に他意はございません。

最終的に、この乙第93号証の報告書は、栃木県公共事業評価委員会、そこで審査してもらったというんだけど。

はい。

ここではね、思川開発事業に、栃木県が参画した場合、どのぐらいの費用が掛かるか、それから水道用水の供給時期があるわけだよね、これについてどのぐらいの費用なのか、そういった資料は出されたんですか。

それは出してないです。

出されてないですね。

はい。

パブリックコメントもかけたというんだけど、パブリックコメントの賛否、書いてないんですけれども。

それは、ホームページで公表しております。

どうだったですか。

反対意見のほうが多かったと思います。

何対何で多かったですか。

21名でしたね、全部のあれで、3名ぐらいの方は賛成意見で、ほかの方は反対意見でした。

それと地盤沈下について聞きますけれども、地盤沈下、県南地域でしているということなんだけれども、あなたは地盤沈下が広範囲に進行した場合ということで、道路や建物に影響が出るんだという証言をなされましたね。

(うなずく)

今、具体的な被害はあるんですか。

先ほど申しあげましたように、地下水の点検水、節水要請等行っておりますので、実体的な被害は出ておりません。

今までも出ていないですね。

出ていないですね。今までの実態の被害というのはありません、こういう報告は受けてないです。

栃木県では、先ほど証言されたように、1997年以降、2センチ以上の沈下がほとんど起きなくなっているということは間違いのないですね。

はい、2回だけですね。

この理由、原因をどのように認識していますか。

農業用水の水量が減少してきたということは考えられます。

そうすると、地盤沈下の原因は農業用水のくみ上げにあるんだと、こう理解してよろしいですか。

全体の地下水のくみ上げにあると思います。

乙第91号証を示す

これは、栃木県の法定の必置機関だよ。栃木県環境審議会地盤沈下部会、これが調査して策定したものです。

はい。

この7ページ見てください。4の(2)のちょっと下にあるところですね、「地下水位の月変動が大きいものの、年間平均値では地下水位が上昇する傾向にある。しかし、依然として地盤沈下は進行している。」「その要因は、年間を通じた過剰な地下水採取による慢性的な地下水位の低下ではなく、一時的に地下水採取が集中することによる短期的な地下水位の低下にある。」

「そのため、当該地域については、急激な地下水位の低下を抑制し、地盤収縮量を極力小さくすることが重要であり」、こういうことが書いてあって、さらに7ページの下には、「県南地域における地盤沈下は、地下水採取量が

増加する5月～8月に地下水位が急激に低下することにより発生していることが、これまでの調査で明らかとなっている。」と、このように、この環境審議会の地盤沈下部会では、原因を特定していますね。

はい、そうですね。

5月から8月に地下水のくみ上げが多くなるのは、この当時、農業用水が必要だからですね。

まあ、そうだと思います。

したがって、地盤沈下を防ぐためには、この時期の農業用水の急激な採取、揚水、これを制限しなければいけないですね。

当然そういうことでありますから、本件の条例は制定したということです。ただ、私どもがこの報告書で申し上げているのは、地盤沈下を防止するために転換を図ろうと言っているのではなくて、当然地盤沈下が進行すれば、水道用水、農業用水、工業用水、すべてに節水が入るわけでありますから、そのときに水道用水の必要量を確保できなかったときに、対応を図ろうというもので、決して地盤沈下を防止するために、今回の転換をやっているということではございません。

防止は関係ないんですか、防止しようとは思っていたんですか。

防止は、また別の方策で防止をしようとしています。

乙第93号証を示す

19ページ、ここの下のほうに、「夏季に地下水位が低下すると地盤が収縮（沈下）し、冬季に地下水が回復すると地盤も回復するが、完全には復元しないという性質がある。このため、長期的な地下水位の変動は上昇傾向にあるにもかかわらず、地盤沈下が進行するといった、他県とは異なる特徴的な現象が見られる」と、こういう記載をしているよね。

はい。

でも、環境審議会の先ほどの報告書は、これ以上に、5月から8月の急激な

用水が原因だと、こういうことを言っているんだけど、何でここに載せないの。

いや、同じことを述べているんだと。

全然違うでしょう、原因書いてないでしょう。

夏季に地下水位が低下すると、という話になっています。

そうすると、それだけでですか。わざわざそういうことをね、先ほどの環境審議会の報告書、このくだりを出せば、農業用水に対する規制が必要だと、あんまり水道用水は関係ないんじゃないかと、こう思われるのが嫌だということで、載せなかったんじゃないんですか。

そうではありません、全く違う。

ところで、保全地域が存在する、小山、栃木、野木、これらについては、地下水揚水量のうち何パーセントが、上水道用なんでしょうか。

たしか野木につきましては、8%が地下水だったと思います。

そうですね、野木はほとんど地下水や井戸水がある。

はい。

じゃあ、小山市、栃木市です。

小山・・・。

上水道の占める割合ですよ、地下水、地下水用水道。

上水道に占める地下水の割合ですよ。

違います、地下水揚水量のうち、上水道のために揚水したのは何パーセントかという質問です。

それは、ちょっとここに、各市町では把握しておりませんが、たしか全体の揚水量の2割ぐらいが水道水だったと思います。

全体で言うと、そういうことになるね。

はい。

ところで、中間目標の65%にした場合ね、どのぐらい水源転換が図れるの

かな。水源転換によって、だから地下水依存率を65%に仮にね、2市3町
でした場合、保全地域の観測地域による地下水の採取量は、どのぐらい減る
んですか。

それ先ほどの転換量の、3万5000m³/日。

今の率だと、20%が全部だから、その35%減らすわけだから、全体の7
%ぐらいだと、単純計算するとそういうことになるのかな。

はい。

で、その場合、どの程度地盤沈下が安定するか、そういったシミュレーショ
ンはしたんですか。

それはしておりません。

それと、先ほどの乙第93号証を見ると、館林の水源、これは地下水100
%が68%になったという記載がありましたね。

はい。

その結果、地盤沈下はどうなったんでしょうか。

少なくなってきたと思います。

どの程度ですか。

ちょっと数値については記憶しておりません。

どの程度減っているかとか、そういったことについても、これは栃木県公共
事業の評価委員会の。

いや、それはたしか全県の状況としてお示しした、経過があると思
います。ただちょっと、記憶はしていませんね。

全県ではね。

はい。

館林については。

市町村単位では出さなかったです。

ところでね、先ほどあなたも言ったんだけど、地盤沈下対策については、

栃木県は要綱で届出制にしているわけですね。

はい。

ほかでは、許可制にしているところがあったと思うんだけども。

はい。

栃木県は、そうしなかったのは。

これは基本的に私権を著しく制限をする話ですので、徐々に要綱で、まず要請みたいなものにして、その次に、今回の条例で更に制度を強化し、将来においては、場合によっては、それは規制がある場合もあるかもしれないということだと思うんですね。

でも、地盤沈下がひどかった時代に、要綱で対処してたんだよね。

そうですね。

今は鎮静化していることは間違いないんだよね。

鎮静化はしておりませんね、継続しております。

鎮静化しているって、書いてない。

依然として継続している。

継続じゃなくて、その状況について鎮静化しているというふうに、あなた方はいろんなところで書いていませんか。

2センチメートル以上は観測することは少なくなりましたが、地盤沈下は依然として継続してありますということで、報告書には記載してあると思います。

ただ、以前よりはその下げ幅というか、それが小さくなったことは、間違いないんだよね。

2センチメートル以上、観測されることは少なくなったということは間違いありません。

それと沈下面積、これも減っていますよね。

2センチメートルは観測されなくなったので、2センチメートル以上

の面積的には、減少をしていると思います。

そうですね。だからあなたが先ほど言ったように、広範囲に沈下が進行した場合ということを使ったんだけど、少なくとも、この最近の状況、今後のこれからの、今までの現状を限定にした場合のトレンド、こういうことを前提にする限り、あなたが言ったように、広範囲に地盤沈下が、これ以上、進行するという事はないですね。

それは栃木県環境審議会も答申をしておりますが、今現状ではそういう状態で継続している状況でございますけれども、今後の気象条件や地下水の利用等によっては、また再度、以前のような沈下が発生するというふうに報告書には記載されております。で、2.5センチメートル、22年度に沈下はしておりますが。

乙第91号証を示す

14ページを示します。県南地域代表市町というふう書いてあって、ここではね、佐野とか足利市についても記載がなされているよね。これは確かに、佐野とか足利市は、これは観測地域なのかな。なので、下げ幅というか沈下状況は、そんなにひどくはないんだけど、ただ、沈下していることは間違いのないよね。

はい。

こういったところについては、何らの対策もしないんですかね。

いえ、今回の条例の中では、佐野市も足利市も、条例の対象区域になっていると思います。

いいえ、私が聞いているのは方針、今回の出した報告書かな、乙第93号証、それは2市3町に対する対応だったよね。

はい。

同じようなことは考えてないんですかという、こういうことなんだけど。

それは地下水の転換を図るという意味でございましょうか。

そうです。

佐野，足利については，先ほど弁護士さんからも話があったように，もう既にダムの水というものを確保しております。そういった点で，要するに，今現在は100%になっておりますけれども，表流水は既に確保している地域だということです。

でも，表流水を使えということだってあると思うんだけど。

それは，個々の市町村の考え方によって，今現時点で使うか，それとも将来において使うのか，まちまちだと思うんです。

それは，あなたが証言したように，この乙第93号証の方針，これは水道事業者である市町村が最終的に決定することですね。

いえ，県が水道事業計画を策定いたします。

いやいや，それをどうするかは，水道事業者，表流水を使うかどうかは，最終的に事業者である，この2市3町が決定することじゃないんですか。

いえ，関係市町の2市3町の要請を受けて，県が策定をいたします。それは，策定というのは，あなたが言っているのは，広域的な水道事業計画のことを言っているんだよね。

はい。

だから，それは策定するけれども，具体的にそれを実施するかどうかについてだけれども，これは各市町がやるわけでしょう。

いや。

どの程度，地下保有水源を持ってね。

それは検討して，今後，事業計画を策定する段階で協議をして，決めていく内容だと思います。

だから，協議は飽くまで，市町村の同意を得ないと実行できないことだね。

既に，検討報告書の今回の方針案については，市町村の同意を得ていますので，これから詳細なことについて協議を進めていくということ

になります。

こちらは、嶋津さんの陳述書を出しているんだけども。

はい。

甲C第105号証を示す

20ページを示します。これは今年の3月、議会での栃木市長の答弁です。

「赤羽部長が申し上げたとおり、市が直接この計画に参加するということではありません。ただ、県が今つくろうとしているその考え方には、理解は示せるという答えを市はしようとしています。では、そういう答えをすると、市は表流水を買わざるを得なくなるのかということではありますが、そういうことではありません。ただ、買う段になれば、それは当然有料ということになりますので、そのときにはお金はかかりますが、今回市が、県のつくろうとしている検討案に理解を示すと言ったからといって、そこで栃木市に買わなければならないという義務が発生するわけではないということでございます。」こう答えてますよね、このとおりですね。

ちょっと私には、それを見てませんので分かりませんが、それが正式な資料ならそうだと思います。

そうじゃなくて、私が聞いているのは、こういうふうを書いてあって、あなたたちは、じゃあ、これ検討してないの、こういった陳述書の内容について。

理解をしていただいておりますので、これから、そういったことについて協議をしていきたいと思います。

この嶋津さんの陳述書に記述の内容について、検討しましたか。

それは特にちょっと私も、もう職責離れているので見なかったですね。ほかの職員の方からも聞かされていない。

はい、聞いておりません。

じゃあ、今私が読み上げたよね、栃木市長の発言を。

はい。

法律的には、この栃木市長の言うとおりに、今回の方針に理解を示すということを行ったからといって、県が、水道用水供給事業を事業化するということが、将来そういうふうになった場合について、水を買うかどうかについては、栃木市としてはフリーハンドですよね。

ですから、それは基本の方針について理解を頂いているので、今後事業計画を策定する段階で、値段の交渉とか、そういったものを進めながら理解を得ていく話だと思います。

裁 判 長

その過程で、栃木市のほうで、いや、自分のところは水は買いませんと言うことも可能なのですかという質問です。

まあ、決してゼロとは言えないと思います。

控訴人ら代理人（大木）

乙第93号証を示す

22ページを示します。図表3-30を見てください、「水質事故による健康被害の状況」とあるんだけど、この中で水道水源の事故はどれですか。

この簡易水道とラインを引いてあるところです。

ラインは私が引いたんだけど、平成16年の8月18日の石川県の簡易水道、その下にある3月16日と書いてある秋田県の簡易水道。

すいません、ちょっとよく見えないんで。

6月30日、山梨県の簡易水道、あとは専用水道ぐらいかな、この4つ。

はい。

あとは全部、これは個人の井戸かな。

そういうことですね。

で、見ると、これは4つのうち、地下水は1つしかないよね。この3月16日、秋田県の簡易水道。

はい。

これを見ると、水道で表流水のほうが、事故が多いということになりませんか、水道水源の場合。

この表からは、そういうことが言えると思います。

そういうことですね。それから水道ビジョン等にも記載されているんだけど、表流水の事故の中で、2011年の3.11の原発事故に伴う放射能汚染、これは広範囲に渡って表流水を汚染しましたね。

はい。

栃木県でも、汚染されちゃったよね。

はい。

それから利根川水系の翌年のホルムアルデヒド、こういった事故もあるよね。

はい。

表流水は、結構汚染事故が多いですよ、そうすると、水道水源については。

事故は多い。

栃木県内について聞きますけれども、栃木県内で地下水源の事故は、これまでありましたか、地下水で。

それは、健康被害が発生するような事故はという意味でしょうか。

そうですね。

それはなかったと思います。

水道水源は汚染されて、問題になったことはないですね。

水道水源が汚染されて問題になったことはございません。

乙第93号証を示す

図表3-30に戻ってください。これで原因物質、書いてあるんだけど、これはみんなウイルスや細菌類かな、こういうのが問題になっているんだよね。

はい。

こういうものについては、例えば赤外線殺菌とか膜ろ過とか、そういうこと

で対処は可能ですよね。

可能です。

ただ個人の井戸だと、なかなか予算的なものがないので、こういうふう
に事故になっちゃうのかな。

地下水源の、水道も井戸も同じだと思います。

それと、家庭の井戸は、やっぱり浅い井戸が多いよね。

はい。

やはり水道水源は深井戸が多いという特徴があるんじゃないですか。

それはありますが、深井戸だからと言って、汚染されないという保証
はございません。

保証はないけれども、少なくとも栃木県内では、そういった事故はないんだ
よね。

いや、健康被害が起きるような事故はありませんが、汚染で地下水が
取れなくなって井戸を掘りなおしたりしたことはございます。

水道水源ですか。

はい。

どこですか。

たしか旧大平町だったと思います。

それは深井戸だったんですか、浅井戸だったんでしょう。

深井戸ですね。

あとはあるんですか。

あとは、今現在ですと旧藤岡町、これについては今も処理を行って供
給しております。

そうですね、そういった対策も可能ですね。

絶対不可能ということではないと思います。

次に、渴水対策について聞きますけれども、先ほどの話だと、県の場合は2

0分の2，だから20年に2番目の渇水対策を考えているんだと，こういうことでしたよね。

はい。

渇水対策に有効なのは，表流水ですか，それとも地下水ですか。

これは一概には言えないと思います。で，実際に渇水が起きたときに，表流水目減りしますので，それだけに水資源開発施設が必要だということ。また渇水の場合はですね，地下水のことを言いますと，やはりどこでも水をくみ上げますので，今度は逆に沈下が進行するということのようなこともありまして，先ほど申し上げたように，節水要請なりなんなり，そういった要請を行ったことがあるという意味です。

乙第93号証で取水制限とか書いてあるのは，これは全部表流水ですよね。

それはそうです。

地下水についてはね，表流水ほど渇水には影響を受けないということよろしいですか。

一般論としては，そう言えるでしょう。

ところで私どもは，この訴訟の中で，南摩ダムは水がたまらないダムだと，こういうことを主張していますよね。

はい。

以前から住民団体は，今日証言に出てくれる，嶋津さんのシミュレーションを前提に，国土交通省の資料を使ってやっているわけだけれども，水がたまらない，したがって，20分の2の渇水するとき，これは有効に取れないんだと，だから渇水対策にはならないんだと，こういった主張をしていますよね。御存じないですか。

ざっと聞いたことがございます。

あとで準備書面をよく読んでほしいんだけど，これについて県は独自に検証をしていないということよろしいのかな。

それは、事業主体である水資源機構がやる話でございますので、県は
検証していません。

そうすると水資源機構が、そういうふうには大丈夫ですよということを、県は
信頼して、私たちが主張していることについては、県自ら、何の独自の検討
もしていないということによろしいですね。

それは、責任ある事業主体が言っていることですので、そういうこと
だと思います。

それから地下水依存率、これを非常に問題にしているんだけれども、例えば
熊本市、これが全量地下水だということは御存じですね。

それは知っております。

そのほか栃木県内でも、今回の栃木市とか、それから下野市だけではなくて、
上三川町、足利市、佐野市、那須烏山市、さくら市、茂木町、那珂川町、で、
しかも佐野市とか足利市は、表流水を使ってないんだよね。

はい。

使用しないまま、地下水でやっているわけだけれども、これは結局問題ない
からなんではないんですか、こういうふうに使っているのは。

私どもも、他の市町について、今現時点で100%使用するところにつ
いてはどうかという調査を行いました。それについて、この県南市
の2市2町ですね、これは全然表流水を確保していないんですが、現
時点は使ってないかもしれませんが、ほかの市町についてはほと
んどが表流水源を確保しているというようなこともありまして、や
はりこの2市2町の表流水を確保する意義が高いというふうに判断し
ました。

例えば、那須烏山市、さくら市、茂木町、那珂川町、こういったのは。

自流で確保しております。

いや、私が聞きたいのは、あなた方が言っている60%とかね、40%等だ

よね、最終的な地下水依存度。それに足りる、こういった自流なり何なりを確保しているということなんですか。

そこまでは確保していません。

そうしたら、こういうところの手当、何もされないわけですね。

当面は、今確保しているもので様子を見ていって、また必要があれば計画を立てるということだと思います。ただこの県南地域については、今回計画を立てるということですので、今回の目標としてしかるべきものを設定したということです。

第3回幹事会で言われたからと、こういうことですね。

それがきっかけとなっていることは事実です。

それから、この乙第93号証バランス論の中に、水道ビジョンの引用がされていますよね。

はい。

これは旧水道ビジョンですね。

その当時に、最新のものだと思います。

ちょうどこの方針が策定されたのと同じ時期に、新水道ビジョンが策定されていますね。

はい。

ということは、その新水道ビジョンの策定作業は、それ以前から進んでいたわけですよね。

だと思います、分かりませんが。

それは全然そういう情報は、この乙第93号証を作成するに当たって、得てなかったんですか。

ええ、それは聞いておりませんでした。

あなたは、新水道ビジョン、今、読んでますか、今の時点で。

先ほど、骨子的なものは確認させていただきました。

新水道ビジョンね。

はい。

そこには、もう既に、この表流水と地下水とのバランスというくだりはないですね。

それはありませんけれども。

それから、そこで特徴的なのは、給水人口とか給水量の減少、こういったことと、それから今までの設備の更新、これが今後重要になってくると、こういうことは記載されてませんか。

そこまで詳細には読み込んでおりませんので、分かりません。

ダム再事業が必要とかね、そういうことも書いてあるんだけど、確認していないということでもいいですね。

はい。

今度は、水道用水供給事業について聞きますけれども、結局これは誰が主体になるのかしら、栃木県になるのかしら、それとも一部事務組合員なのかしら。

まだその事業主体については、決定しておりません。

甲C第97号証を示す

いずれにせよ、そのためには県の構想ですかね、甲C第97号証、この中に位置付けなきゃいけないわけですよ、栃木県水道整備基本構想というのかな。

はい。

これで圏域を分けて、圏域ごとに広域的な水道事業計画を策定していくと。

はい。

その上で、その中に水道供給事業を位置付けていくと、こういう作業が必要なわけだよね。

はい。

しかも、水道法の規定を見ると、申請をするためには、水道施設の概要とか、工事費の予定総額、予定財源、これを記載しなければならない、こういうことが水道法27条に書いてありますね。

はい。

そういった作業は、今のところ全然していないということでいいですね。

協議会を設置をして、先ほども言ったようにダム検証が始まってしまったので、その検証結果を受けて、そういった作業に入ったということでございます。

だから、してないということでいいですね。

してません。

それから、そういった設備の建設が、いつ始まるとか、いつ終わるか、実際の供給はいつになるか、こういったこともしてないということでいいですね。

はい、42年に目標を達成するというだけでございます。

そうすると、供給を受ける各市町について重要だと思われるね、供給単価というのかな、卸売り、これについての概算もしていないんですか。

それは行っておりません。公益的な水道事業計画の中で、具体的な施設の費用とか、それから配水量とかそういうのを決めて、また、予算的にはどういったものを欲するかというのを決めた上で決定をして、市町村と合意をする、値段について検討していくということでございます。

そうすると、値段も分からないものに、何というかね、明確に参画するとかね、各市町が言えるはずもないと思うんだけども。

先ほど申し上げましたように、それは今までの県の方針、理解をしていただいておりますので、今度は理解出来るような線で、市町村と協力していくということだと思います。

それから、契約水量で払うのか、責任水量制をとるのか、これも未定ですね。

それは未定です。

甲C第85号証を示す

図解地方公営企業法、これは総務省の役人の方が書かれているんだけど、これを我々は、この裁判で証拠として出しているんだけど、あなたは読んだことがありますか。

ありません。

じゃあ、262ページ読み上げますね、「水道事業は、設備投資の規模により収支構造が決まってくる事業であり、過大投資こそが健全経営の一番の大敵です。過大投資は、特に、ダム建設等による新規水源の開発に際して、将来の水需要に備えた計画的な水資源の確保という観点からこれに参加しようとする場合に起こりやすいといえます。したがって、中長期的な経営計画、特に建設投資計画の策定に際しては、政治的な思惑を排し、現実的な人口動向等を踏まえて的確な需要予測を行い、当該団体にとって水資源開発が本当に必要なのか、あるいは必要とされる水量はどの程度なのかをはっきりさせるとともに、節水その他の水需要抑制策や広域的な見地からの既存水源の活用、転用等の可能性についても真剣に検討し、投資規模の抑制を図ることが何よりも重要です。同時に、『右肩上がりの時代』が終わり、人口も減少に転ずる見通しとなっている今日においては、既にダムや水道施設の建設に着手している場合であっても、惰性に流れず、随時水需要の動向を検証しながら、必要とあらば、建設投資計画の大胆な見直しも辞さないという姿勢が特に重要だといえるでしょう。」という、こういうことを、総務省の役人の方が書いているんですけども、あなたはこれ、今私が読み上げたものについて、どういう認識をお持ちですか。

読んだことがありませんので、今この場で聞かれてもちょっと分からないんですが、どういう趣旨のあれなのか。

甲C第13号証を示す

これは分かるかな。

はい。

栃木県地方自治研究会というところが出しているものですね。

はい。

61ページの、この「一人あたり」から読んでください。

水道関係の一般論として、述べているだけの話だと思いますけれども。これから水供給も減るし、料金徴収もままならないしということが書いてあるよね。

(うなずく)

そういった水道料金の問題、こういったことを、この方針策定に当たっては、全然検討していないですね。

県南地域の安全を確保するという観点で私どもはやっておりますので、それに対して、どれくらいの投資をして、料金がどういうふうになるかというのは、今後の検討課題だと。

裁 判 長

控訴人側の御主張は十分お聞きしますので、この証人に言わせなくてもいいですけれども。

控訴人ら代理人（大木）

今ので分かっていただけだと思うんですが。最後に聞きますけれども、この方針を策定するという段階でね、抱負で低廉、かつ清浄な地下水、これを捨てて、汚染とか湧水のおそれのあんまりない、こういったものを捨てて、かえってさっき私が言ったように、表流水のほうが汚染があるんじゃないか、それから湧水対策にならんんじゃないかと言ったものだけけれども、そういうことで、そういったおそれの多い、思川開発事業の水を買うことはあり得ないんだと、こういった意見を言うものはいなかったんですか。

それはおりませんでした。

控訴人ら代理人（高橋）

3点ほど確認したいんですが、先ほどの証言の中で、国から思川開発事業の代替案の検討を求められなかったとおっしゃった気がしたんですが、求められたということですね。

求められなかったというのは、その検討ではなくて、利水代替案がありますかというのは、文章だけ書いてますよ。検討しなさいとまでは求められていません、そういう意味でございます。

あと、農業地域の農業用水の地下水依存率、これは全国最高であるという新聞記事が、確か2010年頃あったんですが、そういう御認識はありますか。

全国1かどうかという、ちょっとそれについては、はっきり把握は。これから人口が減少すると、生産者も消費者もいなくなるわけで、そうすれば産業活動も停滞して、そうすると、くみ上げ、揚水量も減るわけですから、地盤沈下も減る、あるいは汚染源も減るというふうには、お考えにならないですか。

それは私どもは、先ほど環境審議会の報告書の中でまとめた内容が、県の見解でございます。

（以上 依田 晃子）

東京高等裁判所第4民事部

裁判所速記官 星野英子

裁判所速記官 依田晃子

